

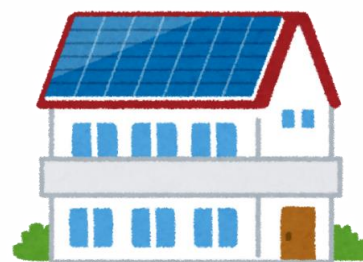
# 芳賀町太陽光発電等整備費補助金

芳賀町では、住宅のゼロエネルギー化及びレジリエンスの向上を図るため、太陽光発電等を整備する町民の方に対して補助金を交付します。

※本補助金は「太陽光発電システム及び蓄電システム設置」または「蓄電システムのみ設置」に対して補助するもので、蓄電システム設置を必須としております。**太陽光発電システムのみ設置は補助対象外です。**

※システム設置工事の着工前（システム付き住宅を購入する場合は購入前）に申請してください。

※リース契約での補助対象設備の設置については、補助対象外となります。



## 補助対象設備

### ○太陽光発電システム

- ・太陽電池を利用することにより太陽光を電気に変換するシステムであること
- ・電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしたものであり、かつ、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結していること
- ・太陽電池容量（日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が、10キロワット未満であること
- ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること

### ○蓄電システム

- ・再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて住宅の電力として使用できる定置型のシステムであること
- ・蓄電池について、日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること

	太陽光発電システム及び蓄電システム	蓄電システムのみ
補助金額	太陽電池の出力1kW当たり4万円 (限度額20万円)	蓄電池の容量1kWh当たり2万円 (限度額10万円)
補助対象者	・町内の既存住宅への設置又は新築住宅への設置をする者 ・年度末までに太陽光発電等の設置の完了が見込める者 ・町税に未納がない者	

## 申請までの流れ

1. 補助金交付希望の方は、上記「補助対象設備」や「補助対象者」について、対象になるかを確認してください。
2. 補助対象者に該当するか確認した後、次の書類を環境課に提出してください。

- ・交付申請書
- ・工事請負契約書の写し
- ・建築確認申請書の写し（新築住宅への設置の場合）
- ・事業実施予定箇所の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- ・環境課職員が町税等の納付状況について確認することに対する同意書